

誘導施設一覧

機能	誘導施設	誘導施設の設定		施設の考え方
		観音寺	豊 浜	
商業	大型総合スーパーマーケット	○	—	拠点を高め、まちの賑わいや生活利便性に寄与する施設であり、食料品や日用品、衣料品、居住関連など総合的に品揃えする大型小売店舗(セルフ方式)を誘導施設に位置づける。 ※売り場面積 3000㎡以上 (商業統計より)
	中型総合スーパーマーケット	○	—	食料品や日用品、衣料品、居住関連など総合的に品揃えする大型小売店舗(セルフ方式)を誘導施設に位置づける。 ※売場面積 3000㎡未満 (商業統計より)
	食料品スーパーマーケット	○	○	日常生活を送るうえで食料品取扱店は必須であり、誘導施設に位置づける。 ※取扱商品食が70%以上、売り場面積 250㎡以上 (商業統計より)
	金融機関	○	○	日常生活に必要な施設として誘導施設に位置づける。 ※銀行法に定める「銀行」、信用金庫法に定める「信用金庫」等
医療	地域医療支援病院(総合病院)	○	○	高度な医療技術を有し、地域の広域的な医療を支える広域医療機関の確保はかせない。このため地域医療支援病院を誘導施設に位置づける。 ※医療法第4条に定める「地域医療支援病院」、病床数が200床以上等
	一般病院	○	—	一定の病床を有し、複数の医療サービスが受けられる病院(内科・外科・小児科)を誘導施設に位置づける。 ※医療法第1条の5第1項に定める「病院」、病床数が20床以上 ※対象とする診療科:内科、外科、整形外科、小児科
	診療所	○	○	高齢者から乳幼児まで、だれもが安心して日常的な診療を受けるために、誘導施設に位置づける。 ※医療法第1条の5第2項に定める「診療所」、病床数が0~19床以下 ※対象とする診療科:内科、外科、整形外科、小児科、歯科
福祉	地域包括支援センター	○	—	保健福祉や介護の総合的な支援を行う公共施設であり、誘導区域内の都市機能強化の意味から、誘導施設に位置づける。
子育て	認定こども園	○	○	子育ての多様化に対応し、保育・教育を一体化した重要な子育て施設であることから誘導施設に位置づけ、子育て世代の居住を促進する。 ※子育て世帯支援(認定こども園)
	子育て支援施設	○	○	共働きや職住近接といった現代型のライフスタイルで生活するうえで、子育て環境の確保は重要であることから、誘導施設に位置づける。 ※子育て世帯支援(地域子育て支援センター、小規模保育施設)
高等教育	高等学校、専門学校	○	—	教育環境の向上と若い世代が集まることによる賑わいの創出に寄与できる施設であり、誘導施設に位置づける。
社会教育	市民会館	○	—	趣味や嗜好に応じた文化的で豊かな暮らしの実現や交流促進に貢献できるため、誘導施設に位置づける。
	図書館、博物館	○	○	

機 能	誘導施設	誘導施設の設定		施設の考え方
		観音寺	豊 浜	
公共 施設	市庁舎	○	○	多くの人が利用しやすく、日常生活の利便性を確保できるため、誘導施設に位置づける。 ただし、市営住宅の設置や配置については、長寿命化計画に基づき中長期的な視点から計画的に行われており、誘導の性質になじまないため、誘導施設には位置づけない。
	県官公署	○	○	
関連する 交通結節 機能を有 する主要 交通施設	駅前広場・鉄道跨線 橋	○	○	鉄道駅の利便性向上のため必要な施設であり、誘導施設に位置づける。